

竹島の日条例制定以後の日本と韓国

令和 8（2026）年 7 月 30 日

藤井賢二

1. 2005 年の「竹島の日を定める条例」制定後の動き

年	島根県	日本政府	韓国
2005	第一期竹島問題研究会設置（～2007 年）		嶺南大学独島研究所開設 『独島研究』（～40 号） 韓国海洋水産開発院独島研究センター開設『独島研究ジャーナル』（～16 号 2008～16 年）
2007	竹島資料室と「Web 竹島問題研究所」開設（※1）		
2008		「中学校学習指導要領解説 社会編」で竹島問題に言及	東北アジア歴史財団（2006 年設立）が独島研究所開設
2009	第二期竹島問題研究会設置（～2012 年）		
2010			②「社会科教育課程」改訂 竹島問題を扱う科目増
2011			東北アジア歴史財団独島研究所『領土海洋研究』（～31 号） 「社会科教育課程」改訂 小中高すべてで「独島」を扱うことに
2012	第三期竹島問題研究会設置（～2015 年）		李明博大統領竹島上陸。竹島問題の国際司法裁判所への付託提案を拒否 東北アジア歴史財団が運営する独島体験館開館
2013		領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会	
2014	第三期竹島問題研究会編『竹島問題 100 問 100 答』刊行	内閣官房領土・主権対策企画調整室（領土室）の資料調査事業開始（※2） 「中学校学習指導要領解説 社会編」「高等学校学校学習指導要領解説地理歴史編」で竹島の現状を不法占拠と表現	
2015			②「社会科教育課程」改訂

			竹島問題の記述は最大に
2016	「出張竹島資料室」開始		
2017	第四期竹島問題研究会設置（～2020年）	「中学校学習指導要領」（社会）と「小学校学習指導要領」で竹島問題に言及 小中高（これは翌年）すべてで竹島問題を扱うことに 日本国際問題研究所（国問研）が領土・歴史センター設置、外務省補助金事業による調査研究及び発信事業開始（※3）	
2018		領土室が運営する領土・主権展示館開館（日比谷公園）	②「社会科教育課程」改訂 竹島問題の記述は簡略に
2019		領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会	
2020		領土・主権展示館が虎ノ門に移転	独島体験館独島展示室（光化門）開館
2021	第五期竹島問題研究会設置（～2025年）		
2022			独島体験館が永登浦に移転 ②「社会科教育課程」改訂 竹島問題を扱う科目減
2025		領土・主権展示館のリニューアルオープン（※4）	①独島体験館のリニューアルオープン（※5）

※1：島根県竹島資料室「竹島資料室の活動について」（『島嶼研究ジャーナル』15-2）

※2：<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/report/takeshima.html>

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/index.html>

<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/kenkyu/takeshima/index.html>

※3：<https://www.jiia.or.jp/jpn/project/jic/>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page23_002016.html

国際共同研究支援事業費補助金 2024（令和6）年度実施事業 中間評価結果

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100895391.pdf>

※4：<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/tenjikan/guidance.html>

※5：<https://my.matterport.com/show/?m=QAsXHzBp5cL>

2. 日本の発信と韓国の反応

①ソウル（永登浦）の独島体験館の対応

2025年4月18日、領土・主権展示館リニューアルオープン

…「13台のプロジェクターを用いた5面CG映像体験です。床・壁・天井に北方領土・竹

島・尖閣諸島の自然を投影し圧倒的な迫力を演出。まるで島々の空を飛んだり、海を潜ったりしているような感覚を体感できます。」（展示館ウェブサイトの説明）

2025 年 10 月 25 日、独島体験館リニューアルオープン

…「今回のリニューアルの核心は「実感映像室」の新設だ。観覧客は独島の現場で直接撮影した超高画質（8K）映像とともに、没入型 4 面大型スクリーン、立体音響など実感技術が結合された空間を通じて、まるで独島の現場にいるような鮮やかな体験ができる。」

（東北アジア歴史財団の 10 月 10 日付報道資料）

②韓国「社会科教育課程」改訂の動き

1997 年改訂	中学「国史」、高校「韓国近現代史」
2007 年改訂	中学「社会」〈地理領域〉、高校「韓国地理」
2010 年改訂	中学「社会」〈地理領域〉、中学「歴史」、高校「韓国地理」、高校「韓国史」
2011 年改訂	小学校「社会」、中学「社会」〈地理領域〉・〈一般社会領域〉、中学「歴史」、高校「韓国史」、高校「東アジア史」
2015 年改訂	小学校「社会」、中学「社会」〈地理領域〉、中学「歴史」、高校「韓国史」、高校「東アジア史」、高校「韓国地理」
2018 年改訂	小学校「社会」、中学「社会」〈地理領域〉、中学「歴史」、高校「韓国史」、高校「東アジア史」、高校「韓国地理」
2022 年改訂	小学校「社会」、中学「社会」〈地理領域〉、高校「韓国史 2」、高校「韓国地理探求」

- ・2010 年改訂での竹島問題を扱う科目増は 2008 年の「中学校学習指導要領解説社会編」への対応か。
- ・2015 年改訂で「独島をはじめとする領土問題」という文言が消えたのは、2014 年の「中学校学習指導要領解説社会編」「高等学校学習指導要領解説地理歴史編」の尖閣諸島に領土問題は存在しないという記述への反応か。
- ・能動的な学習態度の重視。2017・2018・2020 年、韓国の中学生在が島根県の中学校宛に竹島教育を非難する郵便物を送付。

③研究成果の発信と韓国の反応

三つの論点：(1)17 世紀の幕府公認下での竹島での漁猟、(2)1905 年の竹島の島根県編入、(3)サンフランシスコ平和条約で竹島の日本領としての地位は変わらなかった。

a 「太政官指令」問題への対応（国問研のウェブサイトにも成果掲載）

- ・『明治 10 年太政官指令』の検証」（2022 年 3 月）
https://www.jiia.or.jp/jpn/upload/JIIA_Takeshima_research_report_2022.pdf
- ・「明治 10 年太政官指令」の再検討」（2025 年 1 月）
<https://www.jiia.or.jp/jpn/upload/2024-12-27.pdf>
…2022 年 4 月に島根県のウェブサイトに掲載した拙稿『花房義質関係文書』で覆る韓国の「太政官指令」に関する主張」で紹介した「大久保回答書」の情報を加える。

b サンフランシスコ平和条約についての韓国の異論への対応

英連邦諸国の公文書館所蔵の資料による発信（国問研のウェブサイトにも成果掲載）

- ・「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島 - 1951 年の交渉経緯を中心に -」（2021 年）
<https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2021/10/20211005-takeshima.html>
- ・「竹島問題に関するニュージーランド政府外務省の調書について」（2023 年）

<https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2023/07/20230724-01.html>

- ・展示館企画展「サンフランシスコ平和条約と日本の領土」（2021 年）

https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/tenjikan/pdf/kikaku_210928.pdf

韓国の反応

韓国政府外交部の反応は現段階では見られず。東北アジア歴史財団や嶺南大学独島研究所の刊行物に日本の発信を意識したと思われるものが見られる。

- a・朴漢珉「1870 年代日本の記録に表れた鬱陵島開拓願と長崎県」『領土海洋研究』23(2022 年 6 月)と朴炳渉「明治時代の竹島＝独島に対する太政官指令・宣言に関する日本の研究」(『獨島研究』38(2025 年 6 月))

→明治時代の「松島」は鬱陵島を指していたことは認める。

- ・『独島研究』40(2026 年 6 月)特集「太政官指令の法的性格研究」

…嶺南大学独島研究所の 2026 年 3 月開催の学術大会「1877 年太政官指令の法的性格」

→日本の発信には応えず。ただし、国際法研究者が韓国の論者の「太政官指令」の「誇大妄想」的な解釈を否定したことは重要。また、竹島問題を領土問題として扱う。

b 単行本

- ・鄭秉峻編『サンフランシスコ平和条約関連資料集 - 第二次世界大戦以後の日本外務省の領土問題資料集と政策分析 - 』(2021 年)
 - ・都時煥編『韓国の独島主権とサンフランシスコ講和条約』(2023 年)
 - ・慎鏞厦『サンフランシスコ平和条約と独島領有権』(2024 年)
 - ・イム・ハンテク『サンフランシスコ講和条約と韓国の独島領有権 - 米軍政の独島行政権移譲と韓国の実効的支配を中心に - 』(2026 年)
- 本質的論議（対日平和条約作成過程での竹島の帰属の論議）を避けて SCAPIN-677 に関心を向けさせる傾向。また、現在の支配を領有根拠にしようとする意図。

個別論文

ANZ での調査成果を公表した拙稿「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」(『島嶼研究ジャーナル』8-2(2020 年 10 月))への言及なし。

- ・チョ・キュヒョン「ニュージーランド国立公文書館と ANZUS 条約を中心に見たニュージーランドのサンフランシスコ条約に対する政策」(『領土海洋研究』23(2022 年 6 月))に竹島問題への言及なし。
- ・ソク・チュヒ「笹川平和財団『島嶼研究ジャーナル』(2012～2022)と批判的考察」(『領土海洋研究』24(2022 年 12 月))では拙稿を「主要」論文に入れず、また言及なし。

日本の発信の課題

- ・丁永美「回顧と展望-独島研究 20 年をふりかえって-」(『領土海洋研究』31(2026 年 6 月))に言及なし。取り上げられた日本の研究は 1950～1960 年代のもの
 - ・『サンフランシスコ平和条約と独島領有権』の鄭甲龍記事は、2012 年の第二期竹島問題研究会最終報告書の塚本論文に反応したもの
- 韓国人が動かざるをえない発信の実現が課題。
- ・ネット空間での発信と多言語化はその手段として有効
 - ・日本の発信の重要性（韓国の主張の根本を崩す深刻さがある）に対応せざるをえないと考える韓国人への発信の必要性